**平成２７年（フ）第１２４号**
北海道深川市一已町字一已6504番地
債務者　伊藤　真弓（旧姓田尾）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１７５号**
愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社前73番地　ライベックス38・102号
債務者　池田　暁生
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１３号**
大分県国東市安岐町下原541番地138
債務者　横川　原作
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２７年（フ）第１８号**
大分県国東市安岐町下原541番地138
債務者　横川　豊子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２７年（フ）第１１９７号**
札幌市北区新川１条２丁目８番25―403号
債務者　平舘　一直
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　篤郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１１５３号**
名古屋市西区こも原町119番地　ひかりハイツ２Ｆ、住民票上の住所名古屋市西区こも原町31番地（ひかり交通内）
債務者　林　　信孝
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第３７９号**
仙台市泉区古内字野合30番地
債務者　佐々木佳代子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３９６号**
仙台市宮城野区蒲生字鍋沼５番地の２　３号棟
債務者　片桐　力也
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第４０２号**
仙台市太白区柳生６丁目11番地の３　ナイステージ南仙台410
債務者　橋本恵美子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第４２６号**
宮城県亘理郡亘理町字新町54番地１　野地コーポ５―101
債務者　中城　秀樹
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第４４２号**
仙台市若林区若林６丁目７番８号　秋葉マンションＡ―３
債務者　竹林　直子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第２７８号**
兵庫県姫路市網干区垣内西町1940番地４
債務者　シーオート網干2000こと　堀　　正喜
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第２８０号**
兵庫県加古川市加古川町西河原75番地の６
債務者　浅野　廣司
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第２８６号**
兵庫県姫路市飾磨区細江2241番地　メゾンシャルマン302号室
債務者　鈴木　将樹
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第５２７号**
広島市中区昭和町６番17号
債務者　枚村　美帆
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１０６５号**
福岡県糟屋郡久山町大字山田1389番地１
債務者　田中　英治
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第５０号**
秋田県能代市久喜沢字国見124番地２
債務者　奥村　芳成
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２７年（フ）第４１号**
福井市西方１丁目21番９号、旧住所福井市渕４丁目201番地
債務者　小川奈美江
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係